

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	市民文化部 文化スポーツ振興課 文化振興担当
不利益処分名	徳島ガラススタジオの入場の拒否等
根 拠 法 令	徳島ガラススタジオ条例
根 拠 条 項	第12条
連 絡 先	公益財団法人徳島市文化振興公社 徳島ガラススタジオ（電話669-1195）
処 分 基 準	基 準 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、スタジオへの入場を拒否し、又はスタジオからの退場を命ずることができる。 (1) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者 (2) 感染性の疾患があると認められる者 (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる物品又は動物を携行する者 (4) その他スタジオの管理上支障があると認められる者
	参 考 事 項
	設定等年月日 平成26年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

処分基準

基準